

八ツ並住宅の跡地を分譲します

◎宅地分譲対象者

自己が所有する住宅を建築するために宅地を必要とする方
 ※住所等制限はありませんが、土地売買契約締結日から3年以内に住宅を建築することなどの条件があります。

◎分譲地の名称・所在地

分譲者 上毛町
 名称 八ツ並住宅跡地分譲地
 所在地 福岡県築上郡上毛町大字八ツ並14番地12

面積 **290.68㎡**
 金額 **3,023,000円**

◎申し込み方法

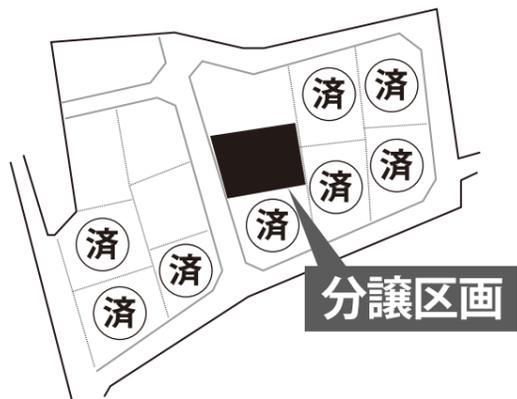
受付期間内に以下の書類を総務課に提出してください。
 (各1部)

- ・上毛町宅地分譲申込書
 - ・住民票謄本(同居家族全員が記載されているもの)
 - ・分譲代金を支払うことができることを証する書類
 (預貯金残高証明書・金融機関融資証明書など)
- ※申込みに必要な書類は総務課に用意しています。

◎受付期間

5月23日(月)～6月30日(木) 平日の8:30～17:15

●問い合わせ先 総務課 財政係 TEL 72-3111(内線117)



東日本大震災による被災世帯の皆様へ 生活福祉資金貸付(福祉資金【緊急小口資金】)のご案内

○貸付対象者

災害救助法の適用となった地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、栃木県、茨城県、東京都、千葉県、長野県)から福岡県内に避難されてきた被災者で1ヵ月以上居住される方

○貸付金額

原則10万円以内
 世帯員の中に死亡された方や要介護者がいるとき、世帯員が4人以上いるとき、重傷者・妊婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社協会長が認めるときは20万円以内

○貸付方法

据置期間 貸付の日から1年以内
 償還期限 据置期間経過後2年以内

○持参いただくもの

印鑑(ない場合は拇印でも可)健康保険証、運転免許証、公営住宅等の入居申込書(写)、罹災証明書、キャッシュカードやクレジットカード等。親戚・知人宅に避難されている場合は、親戚・知人の健康保険証、運転免許証等。

●問い合わせ先 社会福祉協議会 TEL 72-2900

東日本大震災に伴う 義援金のお礼

役場等で受け付けております義援金につきましては、町内の個人、団体、学校や企業など様々な皆さまからあたたかいご協力を頂いております。

これまでの中央共同募金会への送金額を下記のとおりご報告いたします。

4月22日現在

8,256,428円

上毛町におきましては、今後も引き続き義援金の受付を行ってまいりますのでご協力をよろしくお願いいたします。

上毛町・社会福祉協議会

上毛町行政相談委員のご紹介

総務大臣から4月1日付けで小川勲さんと晃眞さんが委嘱されました。
 行政相談委員は、社会的な信望があり、行政運営の改善について理解と熱意を有する人の中から総務大臣が委嘱するものです。地域での皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や行政の仕組みや手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。普段の生活の中で困っていることがありましたら、お気軽にご相談ください。



おがわ つとむ
小川 勲さん
 東上3345番地1
 TEL 72-4428



あきら まこと
晃 眞さん
 安雲733番地
 TEL 72-2718

町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。
 入居を希望される方は期限内に住民課に申込みください。

団地名	緒方団地
募集戸数	1 戸
団地場所	上毛町大字緒方387
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	6月1日(水)

◎入居者資格

(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)

1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。
2. 収入月額が158,000円以下であること。
 ※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差引き後の金額の12分の1です。
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。(同居又は同居しようとする親族も含む。)

◎入居者の決定方法 選考または抽選

◎申込受付期間 5月2日(月)～16日(月) 平日の8:30～17:15

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)



福岡県京築県土整備事務所からの お知らせとお願い

福岡県では大雨など基準値を超えるような異常気象時に、道路の通行を一時的に規制する区間を指定しています。

その中で次の対象路線を今年度から一時的に「全面通行止」を行う事としました。

ご利用される皆様方には、大変なご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

- 開始時期 4月から
- 規制基準 連続雨量200mmに達したとき
- 通行止箇所及び規制方法

- ①主要地方道・吉富本耶馬溪線(上毛町大字原井)(月の輪学園入口付近から有野地区付近まで)
- ②一般県道・東上戸原線(上毛町大字東上)(岩屋の滝桜公園付近から大分県境付近まで)

■規制方法
 路肩看板、道路差込看板、道路上のフェンス設置等

●問い合わせ先 福岡県京築県土整備事務所
 TEL 82-3352

悪質商法にご注意ください!

詐欺や架空請求など悪質商法は多様化し、特に高齢者の被害拡大が懸念されています。

こうした被害の未然防止のため町では、高齢者向け冊子「いろは」で防ごう身近な悪質商法を全戸に配布しました。

また、高齢者向けDVD「気にかけて声かけてトラブル撃退! 悪質商法捕物帳」を、企画情報課、大平支所、げんきの杜図書館、コミュニティセンターで貸し出しています。

消費者トラブルに巻き込まれないよう、是非ご活用ください。



●問い合わせ先 企画情報課 TEL 72-3111(内線124)